

○総務省告示第九十一号

放送法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第十八号）の施行に伴い、平成二十六年総務省告示第四百十九号（放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件）は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗